

四半期決算短信の作成に係る留意事項

※ 本資料は平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る「四半期決算短信」を作成する際の留意事項です。平成20年3月31日以前に開始する事業年度に係る「四半期財務・業績の概況」の作成にあたっては、本資料の内容は適用されませんのでご注意ください。

【適用初年度の対応についての補足】

1. 適用初年度に係る四半期（連結）財務諸表の記載順序について

適用初年度の四半期決算短信で開示する四半期（連結）財務諸表の記載順序等の取扱いについては、平成20年3月に公表した四半期決算短信の様式・作成要領及び「四半期決算短信における適用初年度の対応について」（補足を含む。）において示しておりますが、これらをまとめると適用初年度における四半期（連結）財務諸表の記載順序は以下のとおりとなりますので、この順番に従い四半期決算短信を作成してください。

項 目 名	開示対象期間	備考
5. 四半期（連結）財務諸表		
(1) 四半期（連結）貸借対照表	当四半期末、前期末	＊1
(2) 四半期（連結）損益計算書	当四半期（累計）、当四半期（3か月）	＊2
(3) 四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書	当四半期（累計）	任意
「当期より四半期会計基準を適用している旨」 「当期より四半期連結財務諸表規則等に基づき 四半期（連結）財務諸表を作成している旨」	（適用初年度のみ）	＊3
(4) 継続企業の前提に関する注記	（当四半期／該当がある場合）	
(5) セグメント情報（連結作成会社のみ）	当四半期（累計）、当四半期（3か月）	任意
(6) 株主資本注記	（該当がある場合）	
【参考】		
○ 四半期（連結）損益計算書	前年同四半期（累計）、前年同四半期（3か月）	＊2
○ 四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書	前年同四半期（累計）	任意
○ 継続企業の前提に関する注記	（前年同四半期／該当がある場合）	
○ セグメント情報	前年同四半期（累計）、前年同四半期（3か月）	任意
○ 個別財務諸表		任意
○ 個別財務諸表注記		任意

＊1：適用初年度における四半期（連結）貸借対照表の取扱いについては、下記「2. 前四半期（前期末）財務諸表の記載方法について」をご参照ください。

＊2：3か月情報の開示のみ任意となります。

＊3：平成20年3月に公表した四半期決算短信様式・作成要領から記載場所が変更されています。詳しくは、下記「3. 四半期（連結）財務諸表に注記する文言の記載場所変更について」をご参照ください。

2. 前四半期（前期末）財務諸表の記載方法について

適用初年度においては、（連結）損益計算書、四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書及びセグメント情報については、当四半期に係る情報と、前年同四半期に係る情報を横に並べて記載せず、前年同四半期に係る情報は当四半期に係る情報の後に【参考】としてまとめて記載することとしています。

しかし、（連結）貸借対照表については、これを適用せず、四半期連結財務諸表規則 様式第四号（四半期財務諸表等規則 様式第一号）に従い、当四半期末に係る情報と前期末に係る情報（要約貸借対照表）を横に並べて記載することになりますので、ご注意ください。

また、（連結）損益計算書や四半期（連結）キャッシュ・フロー計算書については、当四半期に係る情報を四半期会計基準や四半期財務諸表等規則等に従って作成した結果、当四半期に係る財務諸表と前年同四半期に係る財務諸表で開示科目の細かさなどが異なる場合が考えられますが、この場合においても前年同四半期の財務諸表を組み替えるなどの対応は必要ありません。

3. 四半期（連結）財務諸表に注記する文言の記載場所変更について

適用初年度においては、PDF形式により作成された四半期（連結）財務諸表について、その冒頭（「5. 四半期（連結）財務諸表」の表題の後）に「当期より四半期会計基準を適用している旨」及び「当期より四半期連結財務諸表規則（四半期財務諸表等規則）等に基づき四半期（連結）財務諸表を作成している旨」を記載することとしていました（「四半期決算短信における適用初年度の対応について 【定性的情報・財務諸表等】」参照。）。

しかしながら、今後一元化を予定している四半期報告書で開示される財務諸表（EDINETに提出するXBRLファイル）についての仕様上の制約から、記載場所を注記事項の冒頭（継続企業の前提に関する注記の直前）に表題を設けずに記載することとします（具体的な場所については、上記「1. 適用初年度に係る（連結）財務諸表の記載順序について」をご参照ください。）。

<記載イメージ>（注記事項部分／連結財務諸表作成会社の場合）

当連結会計年度より「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号）及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第14号）を適用しております。また、「四半期連結財務諸表規則」に従い四半期連結財務諸表を作成しております。

(4) 継続企業の前提に関する注記

.....

(5) セグメント情報（連結作成会社のみ）

・
・
・

4. サマリー情報の「増減率」の記載方法

サマリー情報の（連結）経営成績欄に記載する「対前年同四半期増減率」については、適用初年度から新たに四半期会計基準等が適用されたことから、前年同四半期とは適用される会計基準が異なることを理由として、「－」を記入することとしています（「四半期決算短信における適用初年度の対応について」 【サマリー情報】参照。）。

ただし、前年同四半期の数値に係る対前年同四半期増減率欄（下の記載イメージでは20年3月期第1四半期の対前年同四半期増減率欄）については、この理由が当てはまらないことから、前年同四半期の「四半期財務・業績の概況」において開示した数値を記載してください。

＜記載イメージ＞（サマリー情報（連結経営成績）部分／連結財務諸表作成会社の場合）

1. 平成21年3月期第1四半期の連結業績（平成20年4月1日～平成20年6月30日）				
(1) 連結経営成績（累計）		（％表示は対前年同四半期増減率）		
	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益
	百万円 %	百万円 %	百万円 %	百万円 %
21年3月期第1四半期	—	—	—	—
20年3月期第1四半期	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX

また、サマリー情報の（連結）業績予想欄で記載が求められている「第2四半期連結累計期間」の業績予想に係る対前年同四半期増減率についても同様の理由から「－」としてください（「通期」の業績予想に係る対前期増減率については算定の上、記載してください。）。

ただし、特定事業会社の場合は、「第2四半期連結累計期間」と「通期」の両方の増減率を記載してください。

5. キャッシュ・フロー計算書やセグメント情報を当四半期から開示する場合の前年同四半期に係る情報の取扱い

四半期決算短信において、（連結）財務諸表を開示する際は、当四半期に係る情報のほか、前年同四半期（貸借対照表については前期末）に係る情報を併せて開示することとしています。

この点について、キャッシュ・フロー計算書やセグメント情報などの従来から任意記載事項となっている情報を当期（適用初年度）より新たに開示することとした場合は、前年同四半期に係る情報を作成・開示することは要せず、当四半期に係る情報のみを開示することで足りることとします。

ただし、適用初年度の翌年度以降に初めてキャッシュ・フロー計算書やセグメント情報を開示する場合は、前年同四半期に係る情報も開示していただくことになりますので、ご注意ください（この場合は、前年同四半期の四半期報告書に記載した情報と同じものを前年同四半期に係る財務諸表として開示してください。）。

【上記以外の四半期決算短信作成に係る留意事項】

1. 四半期決算短信で開示する財務諸表の形式について

四半期決算短信で開示する四半期（連結）財務諸表については、これまで「四半期財務・業績の概況」を開示する際に使用していた取引所独自の様式は使用せず、四半期連結財務諸表規則（四半期財務諸表等規則）の様式に従い作成することとしています。

したがって、四半期決算短信独自の四半期（連結）財務諸表の様式例は用意しておりませんので、四半期連結財務諸表規則（四半期財務諸表等規則）の様式をご参照の上、四半期財務諸表を作成してください（特に、これまでの四半期開示において求めていた「科目ごとの増減」は、前年同四半期に係る財務諸表も含め必要ありませんので、ご注意ください。）。

2. 「サマリー情報」の様式について

決算短信（通期・四半期）を開示する際、サマリー情報については2ページ内に収まるように記載することとしています（四半期決算短信作成要領 【サマリー情報】全般 参照。）。

ここで、四半期決算短信（一般事業会社用及び特定事業会社（第1四半期及び第3四半期）用）のサマリー情報については、記載すべき事項が通期決算短信や特定事業会社が第2四半期に開示する四半期決算短信に比して少ないため、1ページにすべての情報が収まる場合はサマリー情報を1ページとしても差し支えないものとします（ただし、通期決算短信や、特定事業会社（第2四半期）用四半期決算短信については、TDnetの仕様上、様式と同じ部分で強制的に改ページが行われます。）。

具体的な作成要領の改定場所については、改定後四半期決算短信様式・作成要領（別添2②及び別添2③）をご参照ください。

3. 翌四半期の業績予想値を開示する場合の対応について

四半期決算短信において業績予想値を開示するにあたり、適切な予想値の開示が困難である場合は、通常の第2四半期（連結）累計期間及び通期の予想値に代えて、翌四半期（連結）累計期間の予想値の開示を行うことが可能であるとしています。

この場合、予想数値については従来、サマリー情報の「（連結）業績予想」欄において開示することでしたが（四半期決算短信作成要領 【サマリー情報】（連結）業績予想 参照）、新TDnetの稼動に伴い、サマリー情報の次ページに新たに欄を設け、予想数値を開示する取扱いに変更します。

なお、通期の業績予想に代えて翌四半期の業績予想の開示を行う旨をサマリー情報に記載する点及び理由について「（連結）業績予想に関する定性的情報」で説明を行う点に変更ありません。

具体的な作成要領の改定場所については、改定後四半期決算短信様式・作成要領（別添2②及び別添2③）をご参照ください。

【四半期決算短信様式・作成要領の訂正】

平成20年3月に公表した「四半期決算短信様式・作成要領」について、以下の事項について内容の改定を行います。

改定前	改定後
【サマリー情報】 ヘッダー（（財）財務会計基準機構会員マークの掲載）	
-----	1 ページ目の右上部分に、（財）財務会計基準機構の会員マークを掲載してください（T D n e tを通じてサマリー情報（PDFファイル）を作成する場合、会員マークが自動的にPDFファイルに表示されます。）。 また、2 ページ目以降にも、（財）財務会計基準機構ホームページ（http://www.asb.or.jp/）からダウンロードした会員マークを掲載しても構いません。 ※（財）財務会計基準機構に加入していない上場会社は会員マークを掲載できません。名証では、上場会社に対して、会計基準を利用し資本市場に参加する関係者の一員として、（財）財務会計基準機構への加入を要請しています。 まだ加入していない上場会社におかれては、至急加入をご検討ください。
【サマリー情報】 4. その他（1）期中における重要な子会社の異動（文末）	
-----	※ 異動がない場合は、社数・社名、参照ページの記載は不要です。
【サマリー情報】 4. その他（3）四半期連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続・表示方法等の変更	
※ 早期適用が認められている会計基準について早期適用した場合は、当該年度における四半期決算短信の「④ 会計基準等の改正に伴う変更」について「有」を選択した上で、参照するページを記載してください。	※ 早期適用が認められている会計基準について早期適用した場合は、当該年度における四半期決算短信の「② ① 以外の変更」について「有」を選択した上で、参照するページを記載してください。
【サマリー情報】 ※ ○年○月期の個別業績予想	
-----	※ 連結財務諸表作成会社については、サマリー情報には個別ベースの実績に関する情報は記載せず、連結ベースの数値のみを記載してください（四半期個別財務諸表を任意で開示する場合は、四半期決算短信の開示事項として定められている事項の後に「参考」と明記して個別財務諸表を掲載した上で、所定の注記（※ 四半期個別財務諸表 ・ 個別財務諸表の開示 参照）を行ってください。）。
【定性的情報・財務諸表等】 1. 連結経営成績に関する定性的情報（四半期連結累計期間の経営成績）	

四半期連結会計期間（３か月）に係る損益計算書を開示している場合は、四半期連結会計期間（３か月）に係る説明を記載した上で、	四半期連結会計期間（３か月）に係る損益計算書を開示している場合は、 <u>四半期連結累計期間の説明に代えて</u> 、四半期連結会計期間（３か月）に係る説明を記載した上で、
【定性的情報・財務諸表等】 ５．四半期連結財務諸表 （４）継続企業の前提に関する注記／（６）株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記	
また、該当事項がない場合は「該当事項なし」と記載してください。）。	また、該当事項がない場合でも、 <u>表題を残した上で</u> 「該当事項なし」と記載してください。）。
【定性的情報・財務諸表等】 ６．その他の情報／※ 四半期個別財務諸表	
「※ 四半期個別財務諸表」 → 「６．その他の情報」	「６．その他の情報」 → 「※ 四半期個別財務諸表」 (順序の入れ替えを行っています。)

なお、この訂正を反映させた四半期決算短信様式・作成要領を添付していますので、別添２②及び別添２③をご確認ください。（網掛けを施した部分が今回、訂正を行った部分です。）。

また、この四半期決算短信様式・作成要領には、本通知における留意事項も反映させていますので、併せてご確認ください。

【新 TDnet 稼動に伴う留意事項】

平成２０年７月上旬より新 TDnet が導入されることから、四半期決算短信については、これを通じて開示を行う必要があります。

新 TDnet 導入に伴う四半期決算短信開示上の留意事項については、別添１をご参照ください。

以 上